

## 国費送還の実施

2026年4月3日  
在ウズベキスタン日本国大使館

4月3日、日本の出入国在留管理庁は、日本で不法滞在をしていた1人のウズベク人を送還した。同人は、短期滞在査証で日本に入国後、難民認定申請に及び、不認定決定後も日本に残留していた。

「観光」「親族知人訪問」「商用」目的の「短期滞在査証」を持って日本で働くことはできない。

日本において、難民申請を行えば「長期滞在できる」「仕事ができる」との誤った情報が広がっているが、このような目的での難民申請は認められない。難民申請が不認定となった場合、入管施設への収容や強制送還といった措置が取られる可能性がある。また、虚偽の説明や不正な手段を用いた申請は、厳しい法的措置の対象となる場合がある。「日本に長く滞在できる」「働ける」などと勧誘する仲介者の情報には十分注意願いたい。安易な申請は、将来に重大な影響を及ぼす。